

鳥取県告示第610号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間鳥取県県土整備部空港港湾課及び大山町役場農林水産課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成20年9月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

大山町

大山町長 山口 隆之

西伯郡大山町御来屋328

2 埋立区域

(1) 位置

西伯郡大山町御来屋字松崎屋敷1003-6、1003、1004-3及び1003-5の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から17の地点までを順次に直線で結んだ線及び17の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 西伯郡大山町小竹三等三角点（北緯35度30分34秒、東経133度31分16秒）から278度25分34秒、2,505.82メートルの地点

2の地点 1の地点から170度20分45秒、10.00メートルの地点

3の地点 2の地点から169度15分26秒、10.00メートルの地点

4の地点 3の地点から172度31分14秒、10.01メートルの地点

5の地点 4の地点から168度10分8秒、10.00メートルの地点

6の地点 5の地点から169度22分18秒、10.00メートルの地点

7の地点 6の地点から178度1分19秒、10.11メートルの地点

8の地点 7の地点から159度44分1秒、10.15メートルの地点

9の地点 8の地点から168度44分29秒、10.00メートルの地点

10の地点 9の地点から177度54分35秒、10.10メートルの地点

11の地点 10の地点から169度39分30秒、10.00メートルの地点

12の地点 11の地点から234度23分20秒、7.36メートルの地点

13の地点 12の地点から349度42分55秒、20.05メートルの地点

14の地点 13の地点から79度42分58秒、0.60メートルの地点

15の地点 14の地点から349度42分55秒、80.50メートルの地点

16の地点 15の地点から259度42分55秒、3.10メートルの地点

17の地点 16の地点から349度42分55秒、2.60メートルの地点

(3) 面積

707.71平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

西伯郡大山町御来屋字松崎屋敷1003-6、1003-3、1003、1004-3、1003-5及び1003-4並びに同字1003-6、1003、1004-3及び1003-5の地先公有水面

(2) 区域

次のAの地点からHの地点までを順次に直線で結んだ線及びHの地点とAの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 西伯郡大山町小竹三等三角点（北緯35度30分34秒、東経133度31分16秒）から279度24分17秒、2,504.56メートルの地点

Bの地点 Aの地点から170度2分7秒、121.24メートルの地点

Cの地点 Bの地点から170度57分26秒、42.13メートルの地点

Dの地点 Cの地点から259度42分54秒、13.77メートルの地点

Eの地点 Dの地点から238度30分36秒、16.91メートルの地点

Fの地点 Eの地点から277度34分42秒、36.18メートルの地点

Gの地点 Fの地点から349度42分55秒、122.66メートルの地点

Hの地点 Gの地点から14度52分44秒、39.46メートルの地点

(3) 面積

10,389.79平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

平成20年7月7日